経営管理態勢の高度化への取組み

コーポレート・ガバナンスの状況

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

ステークホルダー（お客様、株主の皆様、地域社会、当行従業員等、当行に関わる全ての利害関係者）の皆様の利益・権利を保護し、社会性を維持していくことは、地域金融機関である当行に求められる経営上の使命であると認識しています。そのためには、企業活動を律する枠組み、即ちコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠です。

当行は、平成23年4月にスタートした第15次中期経営計画「α ACTION PLAN 2013～更なる企業価値向上を目指して～」において、「お客様に信頼と利便性、高い満足度を提供する魅力のある、活力あふれる銀行」を目指す銀行像とし、「強固な経営基盤の構築」を経営課題の1つに掲げ、コーポレート・ガバナンスの強化に取組んでいます。

企業としての社会的責任を果たしていくため、コーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るべく、以下のような態勢を整備しています。

2. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当行は監査役制度を採用しています。監査役5名のうち3名については、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、監査の透明性・実効性を高めています。監査役は、取締役会の他各種経営会議等に必要に応じて出席し、意見を述べています。

当行における経営の意思決定プロセスについては、取締役会の他、常務会や業務分掌規定及び職務権限規定等の行内諸規定に基づき意思決定を行う体制としています。また、弁護士や税理士と顧問契約を締結し、必要に応じて助言等を得ています。

当行が株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対して責務を果たすため、取締役は善良なる管理者としての注意義務・職務に対する忠実義務を履行し、監査役（会）及び取締役会は、違法行為や社会通念上不適切な行為等の発生を未然に防止するための牽制機能を発揮しています。

▶コーポレート・ガバナンス体制図（平成23年6月30日現在）

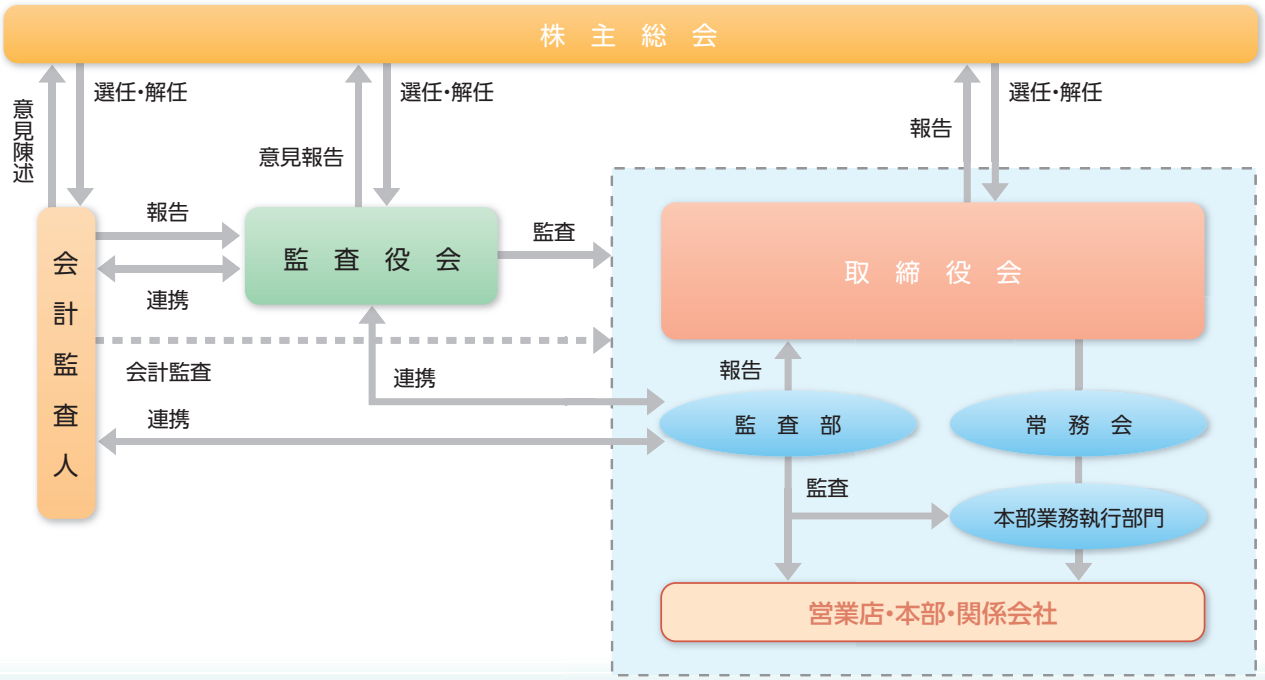

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用する理由

当行は監査役設置会社であり、監査役（会）及び取締役会が経営に対する監視・監督を担う体制としています。監査役5名のうち3名については、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、監査の透明性及び実効性が確保され、経営監視機能が十分に機能していることから現状の体制を採用しています。

常勤監査役は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に出席することにより、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価に基づいた的確な助言をすることで、経営監視の実効性を高めています。また、社外監査役は、経営陣から一定の距離がある外部者の立場で取締役会に出席することにより、経営監視の実効性を高めています。

4. 内部統制システムの整備状況

取締役や職員、監査役等がそれぞれの業務について、適正かつ効率的な対応が図れるよう、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を取締役会において決議し、以下の9項目の体制を整備しています。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員の法令等の遵守体制の確立のため行動規範を明文化するとともに、「私達の行動規範」及び「法令遵守ガイダンス」等を制定し、役職員全員がこれらの遵守を宣誓した。

② コンプライアンスに関する事項の基本規定として「コンプライアンス規定」を制定し、取締役・監査役・職員それぞれの心構えを明らかにして全役職員に法令等の遵守を義務付けるとともに、「コンプライアンス・ファイル」の制定やコンプライアンス体制充実のための事業年度毎の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の策定及び実施状況の取締役会への報告等、具体的コンプライアンス活動を明確にする。

③ コンプライアンスの組織として、代表取締役副頭取をコンプライアンス担当役員に、代表取締役副頭取なきときは、代表取締役専務をコンプライアンス担当役員に、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンスの統括部署として明確に定めるとともに、本部各部署及び全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行い、その浸透に取組む。

④ 役職員全員が当行の企業倫理を実践するために以下を内容とする「コンプライアンス・ファイル」を所持し、日常生活、業務行動における指針及び手引書として活用する。

（イ）私達の行動規範

（ロ）法令遵守ガイダンス

（ハ）融資取組み時の規範

（ニ）反社会的勢力に関する対応マニュアル

反社会的勢力排除に向けた基本方針として「市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を定める。
反社会的勢力との関係を排除するための体制として、統括部署を設置し反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策責任者として本部・営業店に「不当要求防止責任者」を配置し、その対応並びに外部専門機関との密接な連携を図るものとする。

（ホ）インサイダー取引未然防止ルール

当行の役職員等が業務上知り得た当行及び取引先会社等の未公開情報を厳重に管理するとともに、役職員等によるそれらの未公開情報を利用した不公正取引を防止することを目的とする。

⑤ 法令等に反する行為を早期に発見・是正するため、法令等に対して重大な違反行為があるとの疑いを持った場合は、リスク管理部コンプライアンス統括グループリーダーに対して各役職員に報告を義務付けるとともに、「コンプライアンス・ホットライン規定」を遵守し、申立者の保護を明確にしてその実効性の確保を図る。また、コンプライアンス・ホットラインの受付状況については、コンプライアンス統括部署から取締役会に報告することを義務付ける。

経営管理態勢の高度化への取組み

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、情報セキュリティに対する意識向上を図ることにより、金融機関としての社会的責務と公共性の維持に努める。

② 以下の各号に掲げる情報の保存及び管理に関する諸規定に基づいて適正な保存及び管理を行う。

(イ)セキュリティスタンダード	情報資産の保存及び管理に関する基本規定
(ロ)個人情報保護規定	個人情報の保存及び管理に関する具体規定
(ハ)示達文書管理規定	行内等へ発出する文書等の保存及び管理に関する具体規定

③ 取締役会議事録、稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① リスク管理基本規定をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。

② 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等のリスク種類毎にリスク管理担当部署を定め、リスク特性に応じたリスク管理を行うとともに、リスク管理統括部署として、リスク管理部が各リスクを統合的に管理する。

③ 内部監査部門は、リスク管理部を含めた各リスク管理担当部署の適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を取締役・取締役会及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 意思決定の迅速化と意思決定プロセスの公正性を確保するため常務会を設置し、重要事項は合議制により慎重な意思決定を行う。

② 取締役会は経営計画のほか、事業年度半期毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確に定める。また、取締役会は事業年度四半期毎に業務執行状況、財務・業績の概況について報告を受け、財務・業績の概況については、事業年度四半期毎に開示する。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社においても、業務の決定及び執行についての相互牽制が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。

② 子会社の重要な業務の決定や重要資産の得失、役員人事の決定等を当行が管理するとともに、子会社から適時に業務の状況の報告を受けられるよう、経営基本事項に関する合意書を締結する。また、子会社業務の健全かつ適切な運営を確保するため、監査契約を締結し、必要な指導、助言等を行う。

③ 子会社のコンプライアンス体制確保のため、子会社のコンプライアンス体制構築等につき指導・監督し、子会社を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるよう努める。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会にて協議のうえ、必要な人員を配置する。

② 監査役による監査の実効性を確保するため、内部監査部門である監査部は監査役と連携を保ち、随時協議を行う。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

② 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査部門である監査部は、定期的に開催する監査役説明会において、監査結果の報告と問題点に係る協議を行う。

② 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

5. リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

当行では、リスク管理基本規定をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理の方法を明確にしています。具体的には、融資・市場・事務・システム等各部門毎にリスク管理部署を定め、その特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループが、リスク管理統括部署として各リスクを統合的に管理し、リスクの把握及びコントロールを行っています。

リスクを管理・協議するための組織としては、リスク管理委員会とALM委員会を設置しています。リスク管理委員会は、当行のリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行い、各種リスクに対する認識の統一とリスク管理を重視する企業風土の醸成を図るとともに、リスク管理態勢全般の整備・構築を行うことを目的としています。一方ALM委員会は、資産・負債の総合管理について検討し、リスクを極小化して収益を極大化すべく、経営意思決定のための報告・提言を行うことを目的としています。

コンプライアンスにつきましては、リスク管理部担当役員をコンプライアンス担当役員とし、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンス統括部署として明確に定め、定期的に本部所管部によるコンプライアンス委員会でコンプライアンス全般について協議するとともに、全営業店及び本部各グループに法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修等を行っています。また、銀行員としての行動規範や法令遵守ガイダンス、融資取組時の規範等を盛り込んだコンプライアンスファイルを役職員全員が所持し、日常業務等における指針・手引書として活用し意識の徹底を図る等、コンプライアンス体制の強化に努めています。

経営管理態勢の高度化への取組み

6. 内部監査及び監査役監査の状況

当行では監査部による監査を通じ、内部統制システムを強化し銀行組織の機能充実を図っています。監査部は、業務監査グループ6名、資産監査グループ4名、検査グループ15名の体制をとり、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等への遵守性や有効性を監視し、その状況と改善事項を取締役や監査役及び取締役会へ報告しています。社外監査役を含めた監査役は、業務の執行状況について諸法令や行内規定等との適合性に関する監査を実施しています。また、内部監査では、経営管理、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク、自己資本、信用リスク、資産査定、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク（事務リスク等）の管理態勢について、その有効性と適切性及びルール遵守状況等に関する監査及び金融商品取引法による財務報告に係る内部統制の有効性の監査、四半期毎の決算報告書類の監査を実施しています。

監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、四半期毎に実施している定例協議に加え、監査の実施状況等について随時、意見や情報の交換を行う等、監査の適切性と実効性を高めています。監査役と監査部は、定期的に開催する監査役説明会に加え、監査部による監査実施状況の定例報告や保有情報の共有化、意見の交換等を随時行う等、内部統制システムの有効性と適切性を高めています。また監査部は、半年毎に行っている監査法人情報交換会に加え随時、新日本有限責任監査法人と保有情報の共有化・意見の交換等を行っており、内部監査、監査役監査、会計監査の各監査は相互に連携し、内部統制部門を監査する態勢をとっています。

7. 社外監査役及び社外取締役

当行の社外監査役は磯貝正尚、大塚弘、松香茂道の3名です。社外監査役及びその親族が議決権を所有する法人に対して資金の貸付を行う場合等は、一般の取引条件と同等の基準で対応しています。当行の取締役及び監査役との人的関係や当行関連会社役員との兼任等はありません。また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が強く、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと認識しています。

社外監査役は、経営陣から一定の距離がある外部者の立場で取締役会に出席することにより経営監視の実効性を高めています。また、社外監査役がその役割を全うすることにより、経営に対する監視・監督は十分に機能していることから、現状の体制を採用しており、社外取締役は選任していません。

なお、社外監査役は監査役会に加え、随時実施している常勤監査役との協議等を通じて内部監査、監査役監査、会計監査の各監査部門や内部統制部門と相互に連携し、内部統制部門を監査する態勢をとっています。

8. 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下の通りです。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	岩原　淳一	新日本有限責任監査法人
	増田　正志	
	奥谷　績	

● 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士…… 6名
会計士補等…… 6名
その他…… 4名

リスク管理態勢

IT（情報通信技術）の高度化や規制緩和の進展により、銀行が直面するリスクはますます多様化、複雑化しており、リスクの所在や大きさを正確に把握・分析し、適切な管理を行うことが一層重要となっています。当行では、リスク管理を、企業価値を向上させていくために必要不可欠な経営課題として位置づけ、リスク管理体制の充実・強化に取組んでいます。

統合的リスク管理体制

銀行が直面するリスクが多様化・複雑化するなか、経営の健全性を維持しつつ収益を拡大していくためには、信用リスク、市場性リスクなど個々のリスクを別々に評価し管理するだけでなく、銀行が直面するリスクの全体を統合的に捉え、銀行全体のリスクと経営体力（自己資本）を対比することによるリスク管理、いわゆる統合的リスク管理を行っていく必要があります。

当行では、この統合的リスク管理を実現するために、「リスク管理基本規定」をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、銀行全体のリスク管理の方針や管理の方法を明確にしています。また、融資・市場・事務・システムといった業務部門毎にリスク管理部署を定め、その特性に応じたリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループをリスク管理統括部署と定め、銀行全体のリスクの把握とコントロールを行っています。リスク管理にかかる重要な方針や具体的な行動計画は、定期的に開催される「ALM委員会」及び「リスク管理委員会」で協議し、経営のための報告・提言を行います。

信用リスク

信用リスクとは、貸出やオフバランス取引等において、取引先の信用悪化に伴い、元本や利息の支払いが契約通りに履行されず損失を被るリスクのことで、銀行業務における主要なリスクの一つです。

当行では、「信用リスク管理規定」を制定し、融資の基本姿勢を明文化したクレジットポリシーを定め、貸出の審査にあたっては、これを遵守するとともに、安全性・収益性・公共性・流動性・成長性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力などを総合的に評価し、厳正な姿勢で取組んでいます。

また、特定先や特定業種への与信集中を回避し、リスクを分散する為に、大口融資先の管理方針を明文化した「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、業種別・企業規模別など様々な角度から信用リスクの状況のモニタリングを行い、与信ポートフォリオの健全性向上に努めています。

取引先の信用状態については、「信用格付制度」により企業の財務状態などに応じた格付に区分し、「格付査定システム」を活用して随時見直しを行っています。この「信用格付制度」を信用リスク管理の中心と位置づけ、貸出金利プライシング、融資決裁権限、信用リスクの計量化など、与信業務全般に幅広く活用するとともに、信用リスク管理体制の更なる高度化に向けての取組みを強化しています。

市場性リスク

市場性リスクとは、市場の変動により資産の価値が変動し損失が発生するリスクのことで、金利の変動によって発生する金利リスク、有価証券等の価格の変動によって発生する価格変動リスク、為替相場の変動によって発生する為替リスクなどがあります。また、市場での取引量を確保できないため、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより発生するリスク（市場流動性リスク）も、市場性リスクの一つとして捉えています。

当行では、資金証券部及び国際部が市場性リスク管理を担当しており、リスク管理の状況をリスク管理部リスク管理グループ及び毎月開催されるALM委員会に報告し、検討、分析を行う体制となっています。

経営管理態勢の高度化への取組み

流動性リスク

流動性リスクとは、当行の信用状況等の変化または予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生し、資金繰りが逼迫するリスクのことです。

当行では、半年毎に運用・調達のバランスを考慮した資金計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しています。また、万一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）を策定し、様々な事態を想定し対応できる体制を整備するなど、万全の措置を講じています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、オペレーショナルリスクを、事務リスク、システムリスク、その他のリスクに区分し、それぞれにリスク管理部署を定め、その特性に応じたリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループをオペレーショナルリスク管理統括部署と定め、統合的リスク管理のなかで、銀行全体のオペレーショナルリスクの把握とコントロールを行っています。

● 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客様にご迷惑をお掛けし、その結果当行が損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、事務の多様化や増加し続ける取引量に適切に対処し、お客様からの信頼を維持・向上させていくため、可能な限りIT化を図り事務の自動化を行うなど、取扱量を極小化することにより事務処理体制の整備・強化に努めています。具体的には「事務リスク管理マニュアル」を制定し、管理者による定期的なリスク認識及びリスクチェックを実施しています。

銀行内で発生している事務リスクについては、本部各部署で取りまとめを行い影響度合いを測定しています。

また、パート行員を含めた全行員の事務知識向上のために、e-ラーニングによる研修を実施しています。

監査体制としては、監査部による本部各部門及び営業店への内部監査の実施、本部各部門及び営業店自らが行う店内検査、また事務部による定期的な事務指導臨店により、内部牽制を図りながら本部と営業店が一体となって事務水準の向上に努めています。

● システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止や誤作動等の事故、不正使用、データの紛失・破壊・改ざん・漏洩等により、損失を被るリスクのことです。

システムリスクを回避するための安全対策はお客様に質の高いサービスを提供するうえで極めて重要なことと考えます。当行は、各種システム及び設備の二重化等の安全対策を講じるとともに、事故を未然に防止するためのルールや、万一障害が発生した場合の詳細な対応方法を行内規定に定め、システムリスクの極小化を図っています。

また、当行の保有する情報資産を適切に保護するため、電子データはすべて本部のサーバで集中管理し各営業店の端末機器には、情報を残していません。更に、サーバへのアクセス権限を厳重に管理するとともに、パソコン等を通じて電子データをUSBメモリなどの外部媒体にコピーする操作を制御するシステムを導入し、情報漏洩に対するリスクの低減を図っています。

● その他のリスク

オペレーショナルリスクには、事務リスク、システムリスクの他にも、悪質な噂や風説などによりお客様や市場の間で当行の評判が悪化し、当行の株価や業績等に悪影響を及ぼす風評リスクや、災害や犯罪などによりお客様や当行の行員、店舗等が損害を受けるリスクなどがあります。

当行では、「風評リスク対策マニュアル」や「防犯・防災対策マニュアル」を制定し、役職員の日ごろの心構えやリスクが顕在化した場合の対応策などを定め、こうしたリスクの軽減・極小化のための体制を整備しています。

リスク管理体制図

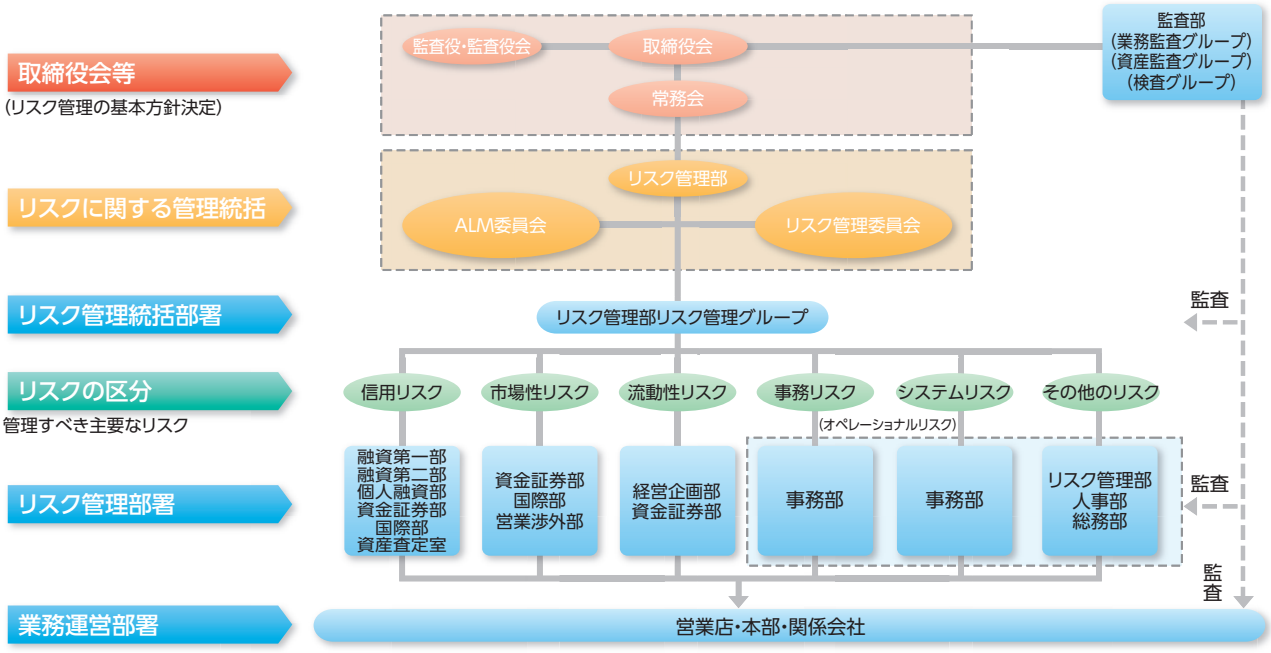

(平成23年6月30日現在)

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、「法令等遵守」「企業順法」という概念を総括する言葉です。この場合、留意すべきは単に法令の遵守のみならず企業ルール、企業倫理も含まれる点です。

コンプライアンスの役割は法令等の違反を予防することであり、万一違反等を起こした場合、速やかかつ的確な対応を最優先にします。

コンプライアンス強化の取組み方針

企業としての社会的責任を果たし、お客様、株主の皆様をはじめマーケットから見た企業の価値を高めるには、コンプライアンスの強化が経営の最重要課題と認識し取組んでいます。

役職員の法令等の遵守態勢確立のため、「私達の行動規範」及び「法令遵守ガイダンス」等を制定し、全役職員がこれらの遵守を宣誓しています。

具体的な取組み

リスク管理部担当役員をコンプライアンス担当役員に、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンスの統括部署として明確に定めるとともに、本部各グループ及び全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マインドの醸成を図っています。

コンプライアンスファイル

役職員全員が、法令等遵守、企業倫理の徹底を図るため、各自が「コンプライアンスファイル」を所持し、日常生活・業務活動における指針・手引書として活用しています。

内容

- 私達の行動規範
- 法令遵守ガイダンス
- 融資取組時の規範
- 反社会的勢力に関する対応マニュアル
- インサイダー取引未然防止ルール

経営管理態勢の高度化への取組み

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス態勢充実のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を各年度毎に取締役会（最高責任機関）で決定し、これに基づき行員のコンプライアンス研修やコンプライアンスに関する規定等の整備、業務に関する法務相談、コンプライアンス・チェックの実施、個人情報保護法や金融商品取引法など、新たな法律施行への行内対応等、諸施策を展開しています。その他新法についても、機動的に対応をしていきます。

個人情報保護の取組み

当行はお客様の個人情報のお取扱いに関する考え方・方針をまとめた「個人情報保護宣言」を制定し、すべての営業店の店頭に掲示をするとともにインターネットのホームページ上にも掲載しています。この「個人情報保護宣言」に基づき、個人情報取扱いに関する諸規定等を定め、その適正な運営を図るため各部署に個人データ管理者を設置するなど行内体制を整備し、併せて、データの漏洩や毀損を防止するための技術的な安全対策を施すなどシステム面でもセキュリティの向上を図っています。

今後も、行員に対する教育を徹底していくとともに個人情報の取扱い状況の点検・監査等を実施し個人情報の保護の取組みに積極的に対応していきます。

その他

お客様との利益相反のおそれのある取引に関し、お客様の利益が不当に害されることを防止するため利益相反管理方針を定めるとともに、その概要をホームページに掲載しています。

役職員の法令等遵守状況の検証はリスク管理部による臨店指導の他、監査モニタリングを客観的かつ中立的立場から行うべく、監査部、監査役による2次チェック、3次チェックを実施し、経営陣に対する適切な提言と、該当部店に対する指導を随時行っています。

また、コンプライアンス上の問題についての申立制度として、コンプライアンス統括部署に、コンプライアンス・ホットラインを設けています。

▶コンプライアンス体制図

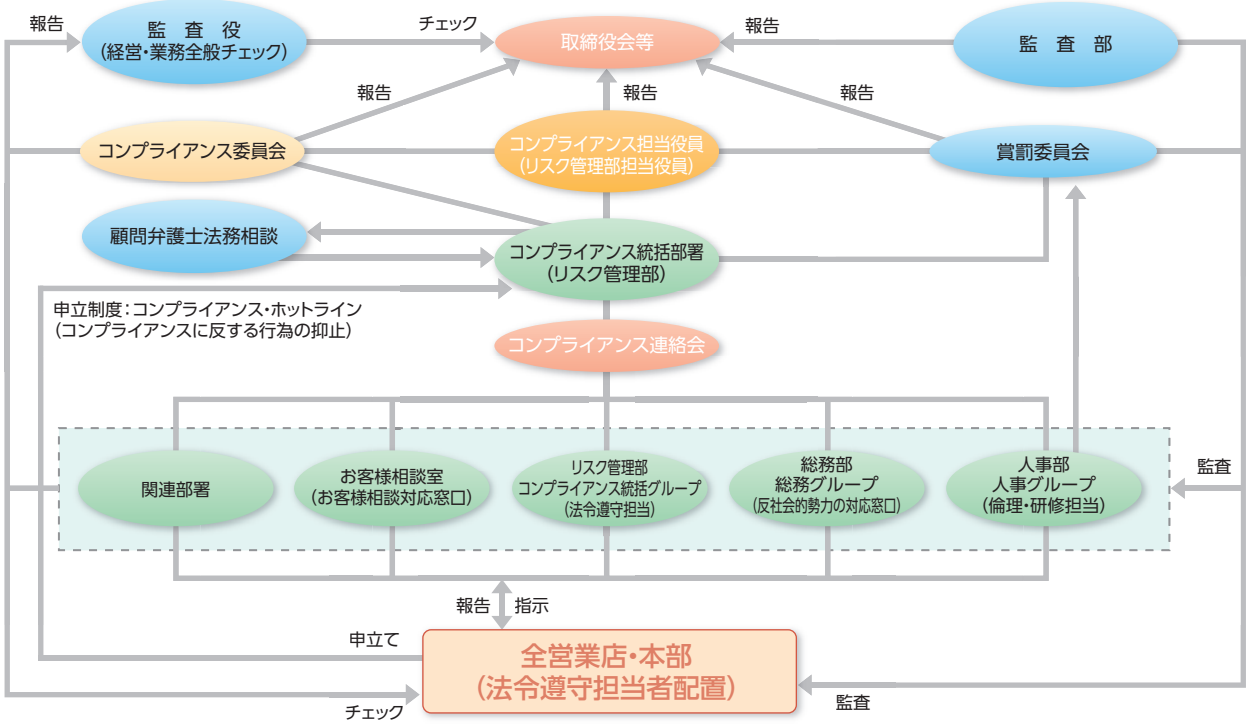

- チェックリストによるチェック（リスク管理部）
- 監査（監査部）
- 事務指導（事務部）
- 支店巡回（リスク管理部、人事部）
- 外部との契約に係わる点検・質問書による法務相談（リスク管理部）
- 証券業務（資金証券部）
- コンプライアンス・ホットライン（電話、文書、Eメール等により個人→コンプライアンス統括部署へ直接申立て）

（平成23年6月30日現在）

京葉銀行の行動規範

当行は、社会からの信頼を揺るぎなきものとするための「行動規範」を次のように定めます。これは、全役職員が遵守すべき倫理的規範であり、全ての行動の指針となるものです。経営者は自ら本規範の遵守に努めるとともに、リーダーシップを発揮して行内への周知徹底を図ります。

地域社会との関わり

- 金融機関としての高い公共的使命と社会的責任の重みを認識し、高い自己規律を確立します。
- 事業活動を通じて地域経済社会の発展に寄与するとともに、地域銀行としての責務を認識し、積極的に社会貢献活動を行います。
- 地域社会と共存共栄する営業活動を行うことは、強い信頼関係を構築することであり、これにより当行の発展も可能となります。

情報開示

- 株主を始め広く社会とのコミュニケーションを行い、経営情報を積極的かつ公正に、適時適切に開示します。

働きがい

- ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きがいのある職場を確保するために、互いの人格、個性を尊重し、規律、秩序を守ります。

営業活動

- 公正、透明、かつ自由な競争を行い、お客様への一方的な押し付けや、不利益となる取引は行いません。

お客様ニーズへの対応

- お客様第一主義の精神を実践し、真にニーズにあった質の高い商品・サービスを開発・提供いたします。また、リスクのある商品等については、充分な説明を行います。

反社会的勢力の排除

- 市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

京葉銀行の勧誘方針

私たちは、金融商品の販売等に当たり次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 私たちは、お客さまの知識、経験、財産状況、契約締結の目的を踏まえ、お客さまの意向と実情に即した適切な勧誘を行います。
2. 私たちは、お客さま自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容などの事項について、書面その他適切な方法により、十分なご理解をいただけるよう努めます。
3. 私たちは、お客さまの信頼の確保を第一義とし、断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような勧誘を行いません。
4. 私たちは、お客さまのお申し出のない限り、深夜や早朝などお客さまの迷惑となる時間帯に、電話・訪問による勧誘を行いません。
5. 私たちは、お客さまにご満足いただける勧誘を行うべく、役職員一体となって研鑽に努めます。

本勧誘方針は、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して準用いたします。